

愛知県営野並住宅P F I方式整備等事業

要求水準書

令和元年 10 月

(令和元年 10 月変更)

愛 知 県

1	総則	1
	(1) 本事業の目的	1
	(2) 県営野並住宅の現状	1
	(3) 留意事項	2
2	基本的事項	3
	(1) 業務範囲	3
	(2) 事業用地に関する条件等	4
	(3) 適用法令等	4
	(4) 適用基準等	5
	(5) 要求水準書の変更	6
3	事業全体に関する条件	7
	(1) 事業用地	7
	(2) 施設計画	8
4	県営住宅整備に関する条件	11
	(1) 対象施設	11
	(2) 施設規模	11
	(3) 事前調査	14
	(4) 建替住棟等の基本設計・実施設計	14
	(5) 既存住棟等の解体撤去	15
	(6) 建替住棟等の建設工事	16
	(7) 建替住棟等の建設に関する工事監理	17
	(8) 住宅性能評価及び化学物質室内濃度調査の実施	17
	(9) 建替住棟等の竣工検査及び引渡し	18
	(10) 社会資本整備総合交付金申請関係書類の作成支援	18
	(11) 家賃算定資料の作成	18
	(12) 会計実地検査受検の支援	18
	(13) 公有財産台帳登録資料の作成	19
	(14) 業務の実施状況についてのモニタリング	19
	(15) 瑕疵担保責任	19
5	用地活用に関する条件	20
	(1) 民間施設等の整備の条件	20
	(2) 業務の実施状況についてのモニタリング	21
	(3) 社会情勢の変化などによる措置	21

- 別紙 1 : 主な関係法令等
- 別紙 2 : 県営住宅設計基準
- 別紙 3 : 地質・土質調査業務共通仕様書 (参考)
- 別紙 4 : 化学物質室内濃度調査要領
- 別紙 5 : 建築工事監理業務委託共通仕様書 (参考)

- 添付資料 01 : 事業用地付近見取図
- 添付資料 02 : 事業用地現況図
- 添付資料 03 : 土地利用計画図 (案)
- 添付資料 04 : 入居者移転計画 (基本手順)
- 添付資料 05 : 集会所平面図
- 添付資料 06 : 事業用地インフラ関係現況図 (参考)
- 添付資料 07 : 生活支援施設等一覧
- 添付資料 08 : 土地の利用履歴等調査概要

1 総則

本要求水準書は、愛知県（以下「県」という。）が実施する愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業（以下「本事業」という。）の事業計画策定業務及び、県営住宅整備業務（本体事業）、用地活用業務（付帯事業）について、要求する性能の水準を示すものである。

なお、本要求水準書で使用する用語の定義は、入札説明書において同一の名称で使用される用語の定義と同じものである。

（1）本事業の目的

県では、住生活基本法（平成18年法律第61号）の基本理念に則り、社会経済情勢の変化に的確に対応した良質な住宅の供給や地域の環境との調和に配慮した良好な住環境の形成、住宅の確保に特に配慮を要する者への居住の安定の確保等を目指した施策を実施しており、現在、更新期を迎えつつある県営住宅においても、こうした理念を踏まえた計画的な建替を進めているところである。

県営野並住宅については、平成21年度から建替事業を進めており、今回新たな住棟の整備に着手することとした。

整備にあたっては、老朽化した既存の住棟を、民間のノウハウを活用して、シンプルで機能的かつ耐用年数70年を前提とした低廉で良質な住棟へ建替を行うことをめざしている。またそれとともに、住棟の集約化により創出された活用用地においては、生活支援施設及び地域ニーズに応じた施設導入を図ることで、安心して活気ある住環境を効率的かつ円滑に整備することをめざしている。

このため、本事業においては、特定事業者が県営住宅整備用地内において低廉で良質な建替住棟等を整備するとともに、用地活用企業が生活支援施設及び地域に必要とされる民間施設等の整備を行う付帯事業を一体的に行うことで、県営住宅ストックを安心して活気ある住環境へ効率的かつ円滑に更新し、地域のまちづくりに貢献することを目的とする。

（2）県営野並住宅の現状

県営野並住宅は名古屋市天白区に位置する。敷地北側に市道をはさんで天白川が流れる。このあたりは、天白川中流部に相当し、川幅約70mの有堤河道で、最大の堤防比高は約7mである。両岸に高水敷があり、低水護岸が整備されている。

「天白川緑地」は高水敷に設けられた緑地帯である。昭和43年に開園した公園施設やサイクリングロードが整備され、市民の憩いの場として利用されている。

敷地の東方には、名古屋市東部丘陵に残る樹林地である相生山緑地「オアシスの森」がある。都市化が進展する中、身近な自然として貴重な存在である。

最寄駅は地下鉄桜通線「野並駅」で、徒歩約20分の距離にある。幹線道路は「東海通」「名古屋中環状線」が位置し、沿道型の商業が集積し、利便性も高い。

県営野並住宅は昭和43年に整備された。住宅は7つの街区からできており、東側3街区（敷地A、敷地B、敷地C）は既に建替えが完了している。本事業においては、西側4街区（敷地D、敷地E、敷地F、敷地G）の整備を行うものとする。

表 1 (世帯人数別)

世帯人数	単身	2 人	3 人以上	合計
世帯数	179	140	61	380
世帯別割合	47.11	36.84	16.05	100

表 2 (世帯構成別)

世帯構成	子育て世帯 (16 歳未満を含む)	高齢者世帯 (65 歳以上を含む)	その他の世帯	合計
世帯数	23	284	79	380
世帯別割合	6.05	74.74	20.79	-

※子育て世帯と高齢者世帯の両方に該当する世帯が 6 世帯ある。

表 3 (年齢別)

年齢	16 歳未満	65 歳以上	その他	合計
人数	33	373	269	675
割合	4.89	55.26	39.85	100

表 4 (現在の建物状況)

管理者	愛知県	汚水	公共下水道
管理戸数	681 戸	雑排水	公共下水道
住宅棟数	12 棟	給水	名古屋市上水道
敷地所有	愛知県	ガス	都市ガス
所在地	名古屋市天白区福池一丁目	学区	野並小学校
構造	耐火構造		南天白中学校
階数	地上 4、5、8、10 階建		

(3) 留意事項

本事業は、入居者のいる既存住棟の近接地において実施することとなるため、入居者の居住環境をはじめ、安全及び利用勝手などに十分配慮した計画とすること。

2 基本的事項

(1) 業務範囲

事業者が実施する事業範囲は下記のとおりとする。

ア 事業計画策定業務

入札手続において提出した事業提案書に基づき、建替住棟等及び民間施設等の整備に関する事業計画の策定を行う。

イ 県営住宅整備業務（本体事業）

特定事業者は、事業用地及びその周辺において以下の業務を行う。

(ア) 事前調査業務

- ・ 測量調査
- ・ 地質調査
- ・ 周辺家屋調査
- ・ 電波障害調査
- ・ PCB含有調査
- ・ アスベスト含有材など使用状況調査
- ・ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(イ) 既存住棟等の解体撤去に関する業務

- ・ 既存住棟等の解体撤去に関する設計
- ・ 既存住棟等の解体撤去工事
- ・ 既存住棟等の解体撤去に関する工事監理
- ・ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(ウ) 建替住棟等の整備に関する業務

- ・ 建替住棟等の基本設計及び実施設計
- ・ 建替住棟等の建設工事
- ・ 建替住棟等の建設に関する工事監理
- ・ 設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の取得
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険への加入または保証金の供託
- ・ 化学物質の室内濃度測定
- ・ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(エ) その他の業務

- ・ 本事業の実施に必要な許認可及び各種申請等の行政手続
- ・ 地元説明会、周辺家屋補償、電波障害事後調査及び対策等の近隣対策及び対応
- ・ 完成確認、所有権の移転及び引渡し
- ・ 事業用地の確定測量・分筆登記
- ・ 瑕疵担保検査の実施
- ・ 社会資本整備総合交付金申請関係書類の作成支援
- ・ 会計実地検査の支援
- ・ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

ウ 用地活用業務（付帯事業）

用地活用企業は、県から活用用地を取得し、自らの事業として民間施設等の整備を行う。

活用用地の取得は、当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去が完了し、県が行う行政財産から普通財産への変更手続き完了後に行う。その際、土地の売買については県と用地活用企業との間で別途売買契約を取り交わすこととする。

なお、活用用地取得の対価は、入札時に事業者から提案された活用用地の購入価格を地価公示価格の変動に基づき補正したものとする。具体的な用地活用業務については、建替住棟等整備後速やかに実施することを基本として、事業提案書に基づき、活用用地の譲渡時期等を別途協議することとする。

（２）事業用地に関する条件等

ア 立地条件

位置	愛知県名古屋市中区天白区福池一丁目 79 他 （「添付資料 01：事業用地付近見取図」及び「添付資料 02：事業用地現況図」参照）
面積	事業用地面積 約 15,200 m ² （県営住宅整備用地と活用用地の内訳については提案による）
用途地域等	第一種住居地域、31m高度地区、緑化地域、準防火地域、居住誘導区域内
容積率／建蔽率	200％／60％
日影規制	8時～16時 測定点 4.0m 5mライン 4.0時間 10mライン 2.5時間
その他	※河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 54 条に基づき、河川区域（市道野並 33 号線を含む）から 18m以内が河川保全区域に指定されている。 ※建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条及び第 86 条の 2 に係る認定等は受けていない。

イ 現況図等

- ・添付資料01：事業用地付近見取図
- ・添付資料02：事業用地現況図
- ・添付資料03：土地利用計画図（案）
- ・添付資料04：入居者移転計画（基本手順）
- ・添付資料05：集会所平面図
- ・添付資料06：事業用地インフラ関係現況図（参考）
- ・添付資料07：生活支援施設等一覧
- ・添付資料08：土地の利用履歴等調査概要

（３）適用法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、P F I 法及び基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守することとする。

主な関係法令等は「別紙 1：主な関係法令等」を参照すること。

(4) 適用基準等

ア 設計・施工

建替住棟等の設計・施工を行うにあたっては、愛知県県営住宅条例（昭和28年条例第13号）第3条の2から第3条の10の整備基準及び以下の方針等を遵守すること。

- ・別紙2：県営住宅設計基準
- ・別紙資料03：県営住宅安全なまちづくり設計方針
- ・別紙資料11：子育て支援に配慮した県営住宅施設整備指針

その他、以下の基準等の最新版を参考とすること。ただし、「別紙2：県営住宅設計基準」に「公共住宅建設工事共通仕様書適用」と記載あるものは、「公共住宅建設工事共通仕様書（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）」の該当部分を適用すること。

- ・建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事標準詳細図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事標準詳細図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共住宅建設工事共通仕様書（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ・建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所監修）

イ 積算

建替住棟等の工事費内訳明細書を作成するにあたっては、以下の基準等の最新版を参考とすること。

- ・公共住宅建築工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ・公共住宅電気設備工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ・公共住宅機械設備工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）

ウ その他

以下の基準等の最新版を参考とすること。なお、各基準等の間で疑義が生じた場合は、県と協議の上、適否について決定することとする。

- ・長寿社会対応住宅設計マニュアル集合住宅編（建設省住宅局住宅整備課監修）
- ・共同住宅の防犯設計ガイドブック防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針解説（財団法人ベターリビング、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター企画編集）
- ・公共工事コスト縮減対策に関する建設省新行動計画の解説
- ・建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（国土

交通省通達平成15年7月3日)

- ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成26年6月 国土交通省）
- ・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（平成26年6月 環境省水・大気環境局大気課）
- ・建築設計業務委託共通仕様書・同様式
- ・建築工事監理業務委託共通仕様書
- ・建築工事事務の手引・同様式（愛知県建設局）
- ・建築工事品質管理要領（資材編）
- ・建築工事品質管理要領（施工編）・同様式（愛知県建設局）
- ・施工計画書作成の手引（建築工事編）（愛知県建設局）
- ・公共住宅建設工事特記仕様書
- ・公共建築工事特記仕様書

（５）要求水準書の変更

県は、事業期間中に要求水準書を変更することがある。以下に、要求水準書の変更にかかる手続きを示すとともに、これに伴う事業者の対応を規定する。

ア 要求水準書の変更の手続き

県は、事業期間中に次の（ア）から（ウ）のいずれかの事由により要求水準書の変更を行う。変更の手続きについては、特定事業契約書で定める。

- （ア）法令の変更等により業務内容を変更する必要があるとき。
- （イ）災害、事故等により特別な業務を行う必要があるとき。
- （ウ）その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

イ 要求水準の変更に伴う契約変更

県と特定事業者は、要求水準書の変更に伴い、特定事業者が行うべき業務内容が変更されたときは、必要に応じ、県営住宅整備の対価等について、特定事業契約書の変更を行うものとする。詳細については、特定事業契約書で定める。

3 事業全体に関する条件

(1) 事業用地

「添付資料03：土地利用計画図（案）」に示すように、本事業では事業用地を県営住宅整備用地と活用用地に分割し、県営住宅整備用地においては建替住棟等の整備を行い、活用用地においては民間施設等の整備を行う。

県営住宅整備用地と活用用地の分割は、「添付資料03：土地利用計画図（案）」を参考に事業者の提案によるものとする。

事業用地の使用期間中は、事業者は敷地の安全管理に努めることとし、本事業以外の目的で使用してはならない。

事業者は、事業の実施にあたり、関係法令に従い関係機関と協議の上、事業用地周辺の公衆の利用に支障がないようにするとともに、利用者の安全管理に努めること。

ア 敷地設定

本事業では、事業用地の内、道路により区画される4つの街区を敷地D、敷地E、敷地F、敷地Gとする。県営住宅整備用地を敷地F東側及び敷地Dとし、活用用地は敷地F西側、敷地G及び敷地Eのうち、一定条件のもと事業者が提案内容に応じて選択するものとする。当該条件については、5（1）民間施設等の整備の条件を参照のこと。

イ 建替手順

本事業では、建替の工程計画は事業者の提案とするが、「添付資料04：入居者移転計画（基本手順）」に示す基本的な手順に従って工程計画を提案すること。

集会所の建替は、既存集会所の解体撤去前に建替集会所を建設し、県に引渡しを行うことで、継続して集会所を利用できるようにする。

建替手順により仮設駐車場・自転車置場が必要となる場合には、仮設駐車場・自転車置場と各々に至る仮設通路の整備及び、利用者の安全確保のために必要な仮囲いの設置等を行うこと。また、仮設駐車場の駐車区画や仮設自転車置場の整備場所などの設定については、事業者が関係自治会及び、既存住棟の入居者と調整を行った上で行うこと。

ウ 許認可等における基本的な考え方

事業者は提案に応じて、必要な許認可等の手続きを行うとともに、申請等に必要となる費用を負担すること。

原則として、今回の県営住宅整備用地における建替住棟等の整備は、都市計画法における開発行為に該当しない。一方で、活用用地における民間施設等の整備については、提案内容に応じて、都市計画法における開発許可等の手続きが必要になる場合がある。

エ 給水装置基本工事費

現在、敷地D及び敷地Fにそれぞれ75φの量水器が設置されており、既存の量水器を利用することは可能であるが、提案内容により量水器の設置を必要とする場合は、特定事業者の負担により設置すること。また、建替集会所の給水引込み管は住棟のものとは別に設置すること。（名古屋市上下水道局の指導による。）

なお、各戸検針用メーターの負担金等は特定事業者の負担とする。

オ 下水道取付管工事費

県営住宅整備用地における公下水道への取付管工事費の納付は不要とする。

カ 水道・電気・電話・ガス等整備

県営住宅整備に必要な水道配水管、下水道管、ガス管、電柱、電線等の敷設、撤去、移設、増径等は適切に検討し、県、名古屋市、関係機関等と協議のうえ決定し、適正に事務手続きを行い、整備すること。参考として、事業用地におけるインフラ関係の現況を「添付資料06：事業用地インフラ関係現況図（参考）」に示す。

また、本事業に伴う上記インフラ施設の整備に要する費用は、事業者の負担とする。

キ その他

天白川の河川区域（市道野並第33号線を含む）から18mの範囲は「河川保全区域」に指定されている。河川保全区域内において、「土地の掘さく、盛土又は切土、その他土地の形状を変更する行為」「工作物（建築物）の新築又は改築」を行う場合は、河川管理者の許可を受ける必要がある。

（2）施設計画

施設計画の策定にあたっては、過去における共同住宅建設での経験等を反映するとともに、次に掲げる点を十分に踏まえた計画とすること。

- ・県営住宅として入居者が健康で文化的な生活を営むに足る、シンプルで機能的な計画とすること。
- ・耐用年数70年を前提とした、管理が容易で維持費の低減に配慮した計画とすること。
- ・付帯施設等について、入居者が行う清掃等日常管理の負担軽減を考慮した計画とすること。

この他、次のアからケに示す事項に留意すること。

ア 周辺環境

- ・日影・風害・電波障害等について周辺環境に配慮すること。
- ・周辺住民のプライバシー確保に配慮すること。
- ・近隣の戸建住宅等民間施設に対する圧迫感の軽減に配慮すること。
- ・建物の配置は、できるだけ敷地境界より後退させるなど周囲の環境に配慮すること。

イ 緑化等

- ・緑化等により周辺の環境に配慮すること。

ウ 意匠・景観

- ・建替住棟等のデザイン等については、周辺建築物など街並み景観との調和や周辺環境の将来的な変化に配慮するとともに、暖かみのある意匠・景観とすること。
- ・県営住宅整備用地内は埋設配管を原則とするとともに、電柱等の設置について、電力会社等関係機関と十分な協議を行い、景観上配慮すること。
- ・電気室等を設置する場合は、敷地周辺の道路からの景観に配慮し、道路側から見えにくい配置とするなど対策を講じること。ただし、やむを得ず道路に近接して配置する場合は、親しみのある外装材やデザインの採用、植栽を施す等の対策を講じること。

エ 安全・防犯

- ・歩車分離を行うなど、歩行者の安全に配慮すること。
- ・車両等の出入り口については、関係法令を遵守するとともに、周辺道路の形態、交通量を考慮して、安全に留意した配置とすること。
- ・防犯灯や街灯等を適切に配置して、防犯上配慮した計画とすること。
- ・配置計画等に際しては、見通しの確保に配慮すること。
- ・消防車両の進入路については、関係法令等を遵守すること。
- ・玄関底の上や屋上等への人の侵入防止対策を施すこと。
- ・堅樋等を伝っての住戸への侵入防止対策を施すこと。
- ・廊下及び階段には手摺を設置すること。
- ・廊下等には転落防止のための柵を設置すること。
- ・共同アンテナ等高所設置工作物などの落下による危害を防止する対策を施すこと。
- ・廊下等共用部照明器具の損壊による危害を防止する対策を施すこと。
- ・標示板等の損壊による危害を防止する対策を施すこと。

オ 良好なコミュニティ

- ・良好なコミュニケーションが図られるように、適度な開放性を持たせた施設計画及び住戸配置に努めること。
- ・住棟内に入居者間の交流が促進できるような共有スペースの整備に努めること。
- ・外部空間等の共用スペースは、日常的な交流の場としての活用に努めること。
- ・緑地や広場等を適切に配置し、近隣を含めた良好な住環境を確保するよう努めること。

カ ユニバーサルデザイン

- ・高齢者、障がい者など、誰もが安全に、安心して生活できるよう、住戸内、住棟内のバリアフリーに加え、敷地内通路、駐車場などの整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた生活しやすい環境づくりに配慮すること。

キ 維持管理への配慮

- ・ライフサイクルコスト（LCC）の観点から、将来にわたる維持管理コストの縮減、更新性やメンテナンス性の向上に配慮すること。特に、住棟は耐用年数70年を前提とした配慮をすること。
- ・使用する建築資材や設備機器等の選定にあたっては、計画修繕や空家修繕、設備更新時のコスト縮減に配慮するとともに、耐候性や耐久性に配慮すること。
- ・エレベーターや集合郵便受への風雨吹込防止に配慮すること。

ク 環境共生への配慮

- ・環境負荷の軽減や循環型社会の実践など、地球環境に配慮すること。
- ・雨水利用、雨水浸透、リサイクル材やエコマテリアル、省エネ機器の使用、ごみの減量化、緑化率の向上、ライフサイクルCO2縮減など、環境共生に配慮すること。ただし、売電目的又は住棟内設備への電気供給を目的とした太陽光発電設備を設置することはできない。

ケ 配置

- ・入居者の通勤・通学・買い物など、日常生活における動線を考慮した計画とすること。

4 県営住宅整備に関する条件

(1) 対象施設

対象となる施設は、建替住棟及び付帯施設等からなり、将来的な維持管理等を考慮するとともに、安全・安心で良好な居住環境を備えた県営住宅として整備すること。

整備に当たっては、耐候性や耐久性に配慮しつつ、あらゆる入居者にとって管理及び生活がしやすいものとするとともに、修繕費用等について入居者の過度な負担とならないように配慮すること。

(2) 施設規模

ア 建替住棟

(ア) 住戸数及び住戸構成

- ・戸数は84戸とすること。
- ・住戸タイプごとの住戸数は次表による。また、住戸タイプごとのプランは、次に示す許容面積を満足すること。

住戸タイプ	2DK	3DK
住戸数	68戸から73戸	11戸から16戸
許容面積		
ダイニングキッチン	15.0㎡以上	16.0㎡以上
居室	合計17.9㎡以上 〔居室(1):9.7㎡以上 居室(2):7.3㎡以上〕	合計26.7㎡以上 〔居室(1):9.7㎡以上 居室(2):7.3㎡以上 居室(3):7.3㎡以上〕
収納	合計3.3㎡以上 〔居室(1)収納:0.9㎡以上 居室(2)収納:0.9㎡以上 その他収納:0.3㎡以上〕	合計4.1㎡以上 〔居室(1)収納:0.9㎡以上 居室(2)収納:0.9㎡以上 居室(3)収納:0.9㎡以上 その他収納:0.3㎡以上〕
玄関	1.8㎡以上	1.8㎡以上
便所	— 内法で長辺1.3m以上確保すること。	
浴室	—	
洗面・脱衣室	—	
ホール	—	

- ・2DK及び3DKの住戸数は、上記表内の範囲内で事業者の提案によるものとする。ただし、2DK及び3DKの合計戸数は84戸とする。
- ・上記、許容面積の算定においては、壁心によることとする。ただし、特定寝室については、内法で9㎡以上確保すること。
- ・共用廊下に面した空調室外機置場の上部を屋内住戸空間として使用する場合、居室の面積には、当該部分の面積は含まない。
- ・住戸タイプ毎に住戸専用面積を算定すること。住戸専用面積には、バルコニー部分及び廊下に面するパイプスペース、メーターボックスの面積は含まない。

- ・1種類の住戸タイプにプランは2つまでとする。なお、左右反転は同一プランとみなす。ただし、異なるプランの住戸専用面積は、小数点以下2位を切り捨てた数値が同じとすること。
- ・将来における入居者の生活形態変更に伴う間取り変更や住戸数変更に対応できるようにすること。住戸変更後の住戸タイプは4DK又は3LDK（75㎡程度）とし、その住戸数は4戸以上とすること。

(イ) 規模・配置計画等

- ・住棟の主要な構造部は、住棟の耐用年数70年を念頭に、コンクリート系構造とすること。ただし、構造上重要でない壁に限り、コンクリート系構造以外の構造も認める。
- ・入居者の通勤・通学・買い物など日常生活における動線に配慮した、住棟や付帯施設の配置、敷地内通路等の計画を行うこと。
- ・幼児・児童の遊び場や入居者の交流など、周辺住民を含めた住民間のコミュニケーションの生まれる、将来用途変更が可能な空間（1箇所、2DK相当の規模以上）を住棟内に配置すること。
- ・複数棟を基本とすること。
- ・良好な日照環境の確保など、周辺への配慮に努めること。

(ウ) 居住環境

- ・防災性、防犯性の向上や日照、通風、プライバシーの確保等に配慮すること。
- ・住棟にはバルコニーを設けること。
- ・入居者にとって使いやすく、便利な間取りや建具、設備とすること。

イ 集会所

(ア) 規模及び配置計画等

- ・建替住棟と別棟とすること。
- ・児童遊園と一体化した集会所とすること。
- ・2台分の駐車場（1台あたり2.5m×5.0m）を設けること。
- ・建替済みの住棟と合わせ、県営野並住宅全体の集会所として利用されることから、各住棟の居住者が利用しやすい敷地Dの東側に配置すること。
- ・木造（瓦屋根）とすること。

(イ) 必要諸室等

- ・集会所は面積170㎡程度とし、集会室、事務室、便所、湯沸室、倉庫等を設けること。なお、間取りは自治会と協議済みの平面プラン（「添付資料05：集会所平面図」）を採用すること。
- ・便所には車いす使用者用便房を設けること。
- ・集会室においては、クーラーを設置できるよう配管、配線及びスリーブ管等を取り付けること。

ウ 付帯施設等

(ア) 敷地内通路

- ・人と車両の動線について明確に分離する等、安全性を確保すること。
- ・住棟の出入口付近、エレベーターホールや歩行者用通路沿いに、オープンスペースやベンチを配置するなど、入居者等の交流や憩いの空間を確保すること。

(イ) 駐車場

- ・平面駐車場とし、84台（入居者用）のスペース（1台あたり2.5m×5.0m）を確保すること。
- ・入居者駐車場とは別に介護者専用駐車場を住棟ごとに1台のスペース（3.5m×5.0m）確保する

こと。

- ・住棟に近接する場合は、植栽等でライト、排気ガス対策を行うなど、入居者の良好な生活環境に配慮すること。
- ・タイヤが接する可能性のあるブロックの隅切りを行うなど、タイヤ破損防止対策を行うこと。
- ・車路部に無断駐車を起こさせない配置計画とすること。

(ウ) 自転車置場

- ・自転車置場は、屋根付きとし、1戸あたり1.5台のスペース（1台あたり0.5m×2.0m）を確保すること。
- ・外灯又は照明器具を設け、夜間でも必要な照度を確保し、自転車の盗難防止に配慮すること。
- ・各住棟ごとに、原則別棟で整備すること。

(エ) 児童遊園

- ・児童遊園は、県営住宅整備敷地内で1,272㎡以上の面積を確保するとともに、バランスよく配置すること。また、1つは面積600㎡程度とし、建替集会所近辺に設置すること。
- ・児童遊園の誘致距離は、住棟の出入口から100mを目安とすること。
- ・児童遊園は、団地内の住戸から見やすい位置にするなど、児童等の安全確保に留意すること。

(オ) 植栽植樹

- ・緑化面積は、県営住宅整備用地面積に対して100分の15以上を確保すること。（名古屋市緑化地域制度による。）
- ・植栽植樹にあたっては、低高木をおりませ四季を通じて花などを楽しめるよう考慮すること。

(カ) 共用倉庫

- ・原則、各住棟の階段下部を利用し、共用倉庫を設置すること。ただし、階段下部を利用できないやむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(キ) ごみ置場

- ・建替住棟と分離させ、名古屋市と調整し、適切な場所に整備すること。また、ごみ収集車両の寄り付き、清掃、メンテナンス、小動物による汚損等に十分に配慮すること。
- ・各住棟からの距離や動線、排気口の向きなど、利用者の利便性や周辺環境等に十分配慮するとともに、清掃等用に給排水設備を用意すること。

(ク) 案内看板

- ・県営住宅整備用地内に県営野並住宅の案内看板を設置すること。

(ケ) 消防水利・消防活動空地

- ・消防水利（防火水槽及び消火栓）、消防活動空地は、「名古屋市開発行為の許可等に関する運用基準」等に基づき整備すること。なお、詳細については、名古屋市及び管轄の消防署と協議し、適切に整備すること。

(コ) 電気室、ポンプ室等

- ・電気室、ポンプ室等は、必要に応じて、建替住棟と別棟とし、適切な場所に整備すること。
- ・車両の寄り付きや、メンテナンス等に十分に配慮すること。

(サ) ガスガバナー

- ・敷地Fの南側部分にある既設ガスガバナーは残置し、継続して利用する。ガス事業者と協議し、事業用地外へのガス供給管の破損防止等に十分に配慮すること。

(シ) その他

- ・名古屋市からは、「名古屋市雨水流出抑制設計指針（平成18年1月1日改訂）に基づき、雨水流出抑制に努めること。」との配慮事項が示されている。

(3) 事前調査

ア 測量調査

事前に県が実施している測量調査に関する情報は、実施方針とあわせて公開した「参考資料：確定図」に示すとおりである。

また、本事業に必要なとなる測量調査は、必要な時期に適切に実施すること。

イ 地質調査

隣接地におけるボーリングデータは、「公開資料：前工区の工事図面」に示すとおりである。

本事業に必要なとなる地質調査は、「別紙3：地質・土質調査業務共通仕様書（参考）」を参考に、必要な時期に適切に実施すること。

ウ 周辺家屋調査

工事に伴って周辺家屋等に棄損等を及ぼすおそれがある範囲については、事前に調査を行い、棄損等があった場合は、事後調査の上必要な時期に適切に対策を実施すること。

エ 電波障害調査

テレビ電波障害調査は、机上検討及び事前調査を必要な時期に適切に実施し、障害対策が必要な場合は、事業者の責において、速やかに行うこと。また、事後調査の結果、障害対策が必要となった場合も同様とする。なお、障害対策設備の維持管理に関する負担金は、県営住宅整備費用に含むものとする。

オ PCB含有調査

PCBを含有するシーリング材及び電気設備の有無について事前調査を行い、その結果を県に報告すること。

カ アスベスト含有材などの使用状況調査

県が事前に実施した調査の結果、住戸内台所壁の石綿板、配管継手部ガスケット、物置屋根の波形スレート、ベランダ隔て板及び目隠しの石綿板、各棟屋根のアスファルトルーフィングについては、採取が困難またはアスベスト含有がほぼ確実であると判断できることから採取・分析は行わず「アスベスト含有みなし」とする。

その他の部位に使用されている材料を含め、既存住棟等について、設計図書や現地の確認、必要な分析を実施し、アスベスト含有材の使用部位の把握を行なうこと。

(4) 建替住棟等の基本設計・実施設計

ア 設計業務

基本設計・実施設計の範囲は、建替住棟等の整備に関する全ての工事を対象とする。

特定事業者は、特定事業契約後速やかに事業提案書に基づき基本設計を行い、県によるモニタリングを受けなければならない。

特定事業者は、県のモニタリングによる確認後の基本設計に基づいて実施設計を行い、県によるモニタリングを受け、設計成果物を納品しなければならない。

県は、基本設計及び実施設計の内容に対し、工期及びサービス対価の支払額の変更を伴わず、

かつ特定事業者の提案主旨を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。

イ 許認可申請業務

特定事業者は、県営住宅等の整備に必要な関係機関等との協議及び申請等の手続きを行うこと。

(5) 既存住棟等の解体撤去

ア 解体撤去対象施設等

特定事業者は、次表に示す事業用地内の既存住棟等を解体撤去する。ただし、県と協議して建替住棟等の整備の障害とならないものについては、この限りではない。

県営住宅整備用地において、建替住棟等の整備の障害にならない既存杭の残置を認める。残置した杭の位置及び天端レベルを図示し、県に図面を引き渡すこと。

事業用地のうち、県営住宅整備用地を除いた部分において、既存住棟の基礎及び基礎下1.1mまで杭の撤去を行うこと。なお、活用用地において基礎下1.1m以下の杭の撤去に係る費用については用地活用企業の負担とする。

既存住棟等について、事前調査を適宜実施し、解体撤去工事の計画・設計に反映させること。

活用用地を5(1)の①又は②とする場合において、事業用地のうち県営住宅整備用地及び活用用地を除いた余剰地に杭を残置した場合は、残置した杭の位置及び天端レベルを図示し、県に図面を引き渡すこと。またこの場合、余剰地を整地し、外部に土砂や濁水が流出しないよう、小堤、素掘り側溝、沈砂池を適切に設けるとともに、外周部に安全柵（丸太支柱 h=1,200 トラロープ3段張り）を設置すること。

既存住棟						
住棟番号	建設年度	構造	階数	戸数	住戸タイプ	延べ面積 (㎡)
1号棟	昭和43年	RC造	5階建	35戸	2K	1618.00㎡
2号棟	昭和42年	RC造	5階建	50戸	2K	2019.85㎡
3号棟	昭和42年	RC造	5階建	50戸	3K	2858.85㎡
5号棟	昭和43年	RC造	4階建	40戸	2K	1626.76㎡
6号棟	昭和43年	RC造	4階建	40戸	2K	1676.26㎡
7号棟	昭和43年	RC造	4階建	56戸	2K	2227.46㎡
8号棟	昭和43年	RC造	4階建	24戸	2K	976.10㎡
11号棟	昭和42年	RC造	4階建	32戸	4K	2133.68㎡
12号棟	昭和42年	RC造	4階建	32戸	3K	1641.60㎡
付帯施設	集会所、老人憩いの家、自転車置場、物置、児童遊園、ポンプ室等					

イ 解体撤去工事の施工計画

特定事業者は、解体撤去工事にあたり、適切な工法選定と施工計画の作成を行い、県のモニタリングを受けるものとする。なお、施工計画で想定していない状況があった場合の計画変更については、県と協議の上、進めるものとする。

ウ 解体撤去工事の施工

解体撤去工事の施工は、配布資料2「野並住宅取壊し工事（第5工区）図面」を参考とし、振動や騒音等の対策をこれにならって適切に行うなど周辺地域へ十分配慮するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び資材の再資源化等に関わる諸法令に基づき、適切な処置の上、工事を進めること。

既存住棟等にアスベスト含有部材の使用が認められる場合、「大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）」及び「石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）」「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課）」に基づき適切に処理を行うこと。

設備の撤去に関しては、使用中の既存建築物に支障がないか確認し、必要に応じて仮設や移設等の処置を講ずること。

エ アスベスト含有材等の処理費用

住戸内台所壁の石綿板、配管継手部ガスケット、物置屋根の波形スレート、ベランダ隔て板及び目隠しの石綿板、各棟屋根のアスファルトルーフィングは、アスベストを含有しているものとして除去処分することとし、これらの撤去に係る費用については、特定事業者が負担する。

4（3）カの後段の調査結果により、既知となっていないアスベストが存在することが判明した場合は、その除去処分方法について、県に提案し確認を得るものとする。県が確認した当該アスベストの除去処分に起因して発生した追加費用のうち、県は合理的な範囲の費用を負担するものとする。この際、特定事業者は当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。

（6）建替住棟等の建設工事

ア 一般事項

- ・関係法令等を遵守し、安全や環境に配慮した施工計画とすること。
- ・建替手順を踏まえた無理のない施工計画とすること。
- ・入居者等の安全性、利便性に配慮すること。
- ・事業実施にあたっては施工に限らず、地域経済等への貢献に努めること。
- ・工事にあたっては、公的機関等（警察・消防・道路・水道・電気・ガス・電話・学校等）及び地元関係団体等（自治会・町内会等）と十分に協議、調整を行うとともに、安全管理を徹底すること。
- ・適切な品質管理に努め、特に現場で行う工程の品質確保の向上を図ること。
- ・発生する建設廃棄物は法令に基づき適正に処理するとともに、資源リサイクルの促進に努め、環境負荷低減の工夫をすること。
- ・災害の発生防止や周辺地域へ災害が及ばない対策を施すこと。
- ・万一の事故発生時に適切な処置が行える体制を構築すること。
- ・周辺の公共施設等に損傷を与えた場合は、施設管理者等と協議の上、特定事業者の負担により復旧すること。

イ 周辺への配慮

- ・近隣への騒音、振動、塵埃等の影響を最小限にとどめるよう対策を講じること。やむを得ず補償等が生じた場合は、特定事業者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な進捗に努めるこ

と。

- ・工事にあたっては、地域住民と十分に協議し、必要な対応を行うこと。
- ・工事時間については、周辺住民の生活に配慮し、原則として、午前9時から午後5時までの時間帯とすること。また、日曜日、祝日の作業は原則禁止とする。ただし、周辺住民等からの同意が得られた場合はこの限りではない。
- ・工事期間においては、夜間の周辺地域の安全性に配慮して防犯灯を適切に設置すること。
- ・特定事業契約締結後は、既存住棟等及び本事業用地の管理は特定事業者で行うことになるため、既存住棟等への第三者の侵入防止及び草刈りの実施などを適切に行うこと。

ウ 工事車両及び歩行者等の通行の確保

- ・事業用地周辺の施設状況を調査し、工事関係車両の通行における安全対策や、騒音、振動、塵埃等の抑制に配慮するとともに、自治会や学校等と協議、調整を行うこと。
- ・県営住宅内の歩行者及び車両の安全な通行を確保すること。
- ・工事に伴い通行できなくなる敷地内外の通路は、居住環境と利便性に配慮し、必要に応じて付替え対策を行うこと。
- ・仮囲い（カラー鋼板等）の角地部分は見通せる構造とするなど、安全に配慮した形状とすること。
- ・通行止めを行う場合のほか、工事車両進入路において歩行者と工事車両が交差する箇所や、工事車両の誘導が必要な箇所には交通誘導員を配置するなど、適切な安全対策を講じること。

(7) 建替住棟等の建設に関する工事監理

工事監理業務に当たる企業は、工事監理者（建築基準法第5条の6第4項の規定による工事監理者をいう。以下同じ。）を設置し、その者の氏名、有する資格など必要な事項について、県の確認を受けること。なお、建設業務に当たる企業が工事監理業務に当たる企業と同一である場合は、品質の確保が可能であることが明確な工事監理体制を構築し、県の確認を受けること。

工事監理者は、平成31年1月21日付け国土交通省告示第98号を遵守するとともに、建替住棟等の整備業務が設計図書及び本要求水準書等に基づき、適切に行われていることを確認すること。また、特定事業契約書、設計図書等の内容について熟知し、かつ工事現場及び現場周辺の状況に精通し、工事が円滑かつ適正に施工されるように監督することとし、工事監理に当たっては、「別紙5：建築工事監理業務委託共通仕様書（参考）」を参考とすること。

なお、建設業務に当たる企業への指示は書面で行うとともに、県のモニタリング時の求めに応じ、当該書面を提出すること。

また、基礎、柱、大梁の配筋の施工写真を構造の単位ごとに、断熱材の施工写真を部屋ごとに撮影し、県に提出すること。

(8) 住宅性能評価及び化学物質室内濃度調査の実施

ア 設計・建設住宅性能評価

特定事業者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）に基づき、指定住宅性能評価機関より設計住宅性能評価書と建設住宅性能評価書の交付を受けること。この際の要求性能は、「別紙2：県営住宅設計基準」における「別紙資料04：公営住宅等整備基準での性能表示制度の要求性能」に表示する等級以上とする。

イ 化学物質の室内濃度測定

本事業に必要な化学物質の室内濃度調査は、特定事業者が必要な時期に適切に実施すること。また調査にあたっては、「別紙4：化学物質室内濃度調査要領」を遵守すること。

(9) 建替住棟等の竣工検査及び引渡し

ア 建替住棟等の竣工検査

特定事業者は、自らの責任及び費用において、建替住棟等の竣工検査（設備・器具等の試運転検査を含む。以下同じ。）を実施する。なお、エレベーターについては、引渡し後3か月間は特定事業者が無償で保守点検を行うこととする。

検査の実施にあたっては、事前に県に通知し、県は、特定事業者による竣工検査に立会うことができるものとする。

特定事業者は、竣工検査の結果を、必要に応じて、建築基準法第7条第5項による検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて県に報告するとともに、ウの竣工確認を受けることとする。

イ 竣工確認及び引渡し

県は、特定事業者による建替住棟等の竣工検査の終了後、以下の（ア）から（エ）の方法により竣工確認を行う。確認の結果、特定事業契約書の内容に適合していると判断された場合、特定事業者は、県に対し建替住棟等の引渡しを行うこととする。なお、鍵の引渡しをもって建替住棟等の引渡しとする。また、入居者の決定しなかった住戸に和室がある場合、特定事業者は、県と協議の上、窓へカーテンを設置するなど畳等の日焼け対策を行うこととする。

（ア）竣工確認は、特定事業者の立会いの下で実施する。

（イ）特定事業者が用意した施工写真等施工記録、許認可及び各種申請書等の図書の確認を行うとともに、建替住棟等の現地確認を実施する。

（ウ）特定事業者は、設備・器具等の取扱に関する県への説明を実施する。

（エ）特定事業者は、竣工確認に際し、必要な竣工図書一式を提出する。必要とする竣工図書は、事前に県が指示するものとする。

(10) 社会資本整備総合交付金申請関係書類の作成支援

特定事業者は、県が実施する社会資本整備総合交付金申請に必要な関係書類（施設ごとの工事費等の積算内訳書、交付金申請用資料（各種図面、面積表等）や色分け図面等）の作成に関し、交付対象額及び交付額の算定根拠に係る各種資料等の作成などを行うこととする。

(11) 家賃算定資料の作成

特定事業者は、県が家賃算定の根拠とするための、各住戸の住戸面積の構成や、工事費内訳等の資料を県と協議の上作成し、引渡しの2か月前までに提出することとする。

(12) 会計実地検査受検の支援

本事業は国の会計実地検査の対象となることから、特定事業者は、事業期間中に県が受検することになった場合、資料作成や会計検査院への説明補助、現地調査への立会等により、県を支援することとする。

(13) 公有財産台帳登録資料の作成

特定事業者は、建替住棟等を県に引き渡す際に、県がそれらを公有財産台帳へ登録するための工事費内訳等の資料を県と協議の上作成すること。

(14) 業務の実施状況についてのモニタリング

県は、特定事業者が行う業務の実施状況について、モニタリングを行う。モニタリングの主な内容については、以下のとおりとする。なお、モニタリング図書等の報告の受領、確認を実施することによって県が設計及び建設工事の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

ア 設計時

- ・設計着手前に、設計に関する工程表を県に提出し、確認を受けること。
- ・基本設計について、特定事業契約書に定める図書を県に提出し、確認を受けること。
- ・実施設計について、特定事業契約書に定める図書を県に提出し、確認を受けること。
- ・設計の進捗状況について、特定事業者は県の求めに応じて随時報告を行うこと。

イ 工事施工時

- ・建設工事着手前に、工程表及び施工計画書を県に提出し、確認を受けること。
- ・建設工事の進捗及び施工状況等について、県に報告し、県の求めに応じて説明を行うこと。また、県は、事前の通知なしに建設工事に立ち会うことができるものとする。
- ・施工に関する検査又は試験の実施について、事前に県へ通知すること。県はこれらに立ち会うことができるものとする。
- ・建替住棟等の施工期間中、県の求めに応じ、中間確認を受けること。

ウ 解体撤去時

- ・解体撤去工事着手前に、工程表及び施工計画書を県に提出し、確認を受けること。
- ・解体撤去工事完了時に、特定事業者が完了検査を行った結果を必要書類を添えて県に報告し、完了状況の確認を受けること

(15) 瑕疵担保責任

県は、それぞれの建替住棟等の所有権移転・引渡し日から5年以内（ただし、植栽の瑕疵については、1年以内）に建替住棟等に瑕疵が発見された場合、特定事業者に対してその責任と費用負担において、相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

県は、特定事業者の故意又は重大な過失に起因する瑕疵及び品確法に定める住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵については、それぞれの建替住棟等の引渡し・所有権移転の日から10年が経過するまでその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求す

ることができる。

特定事業者は、それぞれの建替住棟等の所有権移転、引渡しの日から、別途県が特定事業者と協議の上定める日までの間（ただし、2年間を下回らないものとする。）、建替住棟等の不具合に関する入居者からの申し出があり、県が対応を指示した場合には、直ちに現場確認を行い、必要な調整や入居者対応等の初期対応を行った上で、その内容及び結果を県に報告することとする。現場確認の結果、修補を要することが判明した場合において、それが瑕疵に該当する場合には、特定事業者は、速やかに然るべき修補を行った上で、県に報告することとする。ただし、県が修補に代えて特定事業者に対する損害賠償を選択した場合はこの限りではない。また、特定事業者が修補を行った場合であっても、県が上記に従い、特定事業者に対する損害賠償を請求することは妨げられないものとする。

5 用地活用に関する条件

(1) 民間施設等の整備の条件

付帯事業として用地活用企業が行う用地活用業務は、本体事業と相関し一体的に実施することにより相乗効果を発揮できるよう、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限に活用すること。

活用用地は、「添付資料03：土地利用計画図（案）」に示すとおり、敷地F西側及び敷地E、敷地Gを基本とし、以下の①～③から提案内容に応じて事業者が選択するものとする。

- ①：敷地Fの西側全部
- ②：敷地Fの西側全部＋敷地Eの一部又は全部
- ③：敷地E全部＋敷地Fの西側全部＋敷地G全部

敷地Eの一部を活用用地とする場合、分筆線は原則として南北に直線1本とする。

生活支援施設は原則として敷地Fに建設することとするが、上記②及び③において敷地F全てを県営住宅整備用地にする場合は、それぞれ活用用地の他の部分に建設することとして差し支えない。この場合において、上記②及び③の「敷地Fの西側全部」は活用用地から除外するものとする。

ア 活用用地の土地利用に関する事項

- ・土地の有効活用を図り、周辺地域との調和や多様な世代の居住に配慮し、地域のまちづくりに資する計画とすること。また、事業用地周辺の環境に十分配慮した計画とすること。
- ・活用用地の一部又は全部に生活支援施設等を整備すること。（生活支援施設等とは「添付資料07：生活支援施設等一覧」に示す施設とする。）なお、所有権移転後5年以内に整備を完了させること。
- ・活用用地について、名古屋市天白区から、「天白区がめざす『すこやかにいきいきと暮らせるまち』の実現に資する高齢者向け福祉施設の整備に配慮していただきたい。」との要望を示されている。なお、これ以外の社会福祉施設その他の提案を妨げるものではない。
- ・活用用地に設置する駐車場やその出入り口の位置については、整備前に地域住民と十分に協議し、合意形成を図ること。また、活用用地に整備する施設への車両の進入路については、適切な安全対策を講じること。
- ・事業用地内の地盤面下に旧浄化槽の基礎部分が残っている可能性がある。配置については、公開資料「既設住棟等図面」を参照すること。

イ 活用用地における制限

活用用地においては、事業提案書に基づき、自ら建築物を建築し、土地を所有したまま自己の業務を行う場合の他、次の（ア）又は（イ）に掲げるものについて認める。

- （ア）自ら建築物を建築して土地とともに販売（自らが販売するものの他、仲介業者や販売代理を介する場合も可）すること（建売住宅など）。
- （イ）土地をエンドユーザーに事業提案書に沿った建築条件付きで販売すること（売建住宅など）。

ウ その他

- ・活用用地内に杭を残置した場合は、残置した杭の位置及び天端レベルを図示し、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に規定する重要事項の説明等において、当該事項を当該土地の買主に対して説明すること。
- ・活用用地の対価に関する参考価格については、入札説明書を参照すること。

（2）業務の実施状況についてのモニタリング

用地活用企業は、県が要請したときは、活用用地における民間施設等の整備状況について、県に報告し、県の実地調査（民間施設等の整備状況が事業提案書等に定められた水準を満たしているか否かについての調査）に協力するものとする。

なお、生活支援施設等を整備する活用用地を対象とする調査については、当該活用用地の用地活用企業への所有権移転をした日から5年間とする。それ以外の活用用地を対象とする調査については、用地活用企業への所有権移転登記をした日から工事が完了（施設整備を伴わない場合は宅盤整備工事の完了、施設整備を伴う場合は当該施設の整備工事の完了）するまでの間とし、最長で所有権移転登記をした日から10年間とする。

（3）社会情勢の変化などによる措置

事業者は、事業提案書にて提案した用地活用計画について、事業提案書どおりに実施しなければならない。

ただし、社会情勢の変化等、真にやむを得ない場合は、県と協議の上、同じ用途に限り提案内容を変更し用地活用ができるものとする。